

令和6年度

寄宿舍（梶原町生涯学習交流センター）内規

- 1 高知県立梶原高等学校寄宿舍の
管理運営に関する規則
- 2 寄宿舍舎則
- 3 寄宿生心得
- 4 申し合わせ事項
- 5 諸届・願

高知県立梶原高等学校・梶原町

1 高知県立梶原高等学校寄宿舎の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は高知県立高等学校学則第7章第31条及び梶原町生涯学習交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「町条例」という）の規定に基づき、高知県立梶原高等学校の寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 寄宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 梶原町生涯学習交流センター（愛称「ゆすゆす」）
位置 高知県高岡郡梶原町大蔵谷1028番地

(入舎定員)

第3条 寄宿舎に入舎することのできる梶原高校の生徒の定員は、寄宿舎の入居可能定員内とし、男女比や梶原町の公募による入居者との兼ね合い等を考慮して弾力的に扱う。

(寄宿舎職員)

第4条 寄宿舎に勤務する職員は、舎監、日直及び調理員、並びに校長または町長が特に命じた職員とする。
2 舎監は、主に夜間から早朝において、寄宿舎の管理及び寄宿舎における寮生の教育に当たる。
3 日直は、主に日中において、寄宿舎の管理及び寄宿舎における寮生の教育に当たる。
4 調理員は、寄宿舎における調理等に当たる。

(職務分掌)

第5条 校長又は町長は、寄宿舎の円滑な運営を図るため、寄宿舎に勤務する職員の分掌すべき職務内容を明確にしなければならない。

(寮生の管理)

第6条 寄宿舎に入舎する生徒の管理については、常に家庭的な雰囲気の中で、規律、礼節を重んじ、健全で、楽しい生活ができるよう努めなければならない。

(入舎)

第7条 寄宿舎に入舎することができる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。
(1) 通学が困難であると認める者
(2) 特別の事情により入舎させることが適当であると認める者
2 保護者が梶原町または津野町に住所を有する生徒は、定員に余裕のある時は期間を限定して入舎を許可するものとし、第3条に定めた定員を越えることが見込まれる場合は、退舎しなければならない。
3 校長は、入舎を許可するに当たっては、入舎願を保護者から提出させなくてはならない。

(帰省または外泊)

第8条 帰省又は外泊を希望する生徒は、保護者の承諾のうえ、その期間、帰寮時刻、その他必要な事項を事前に届け出なければならない。

(願いによる退舎)

第9条 校長は、退舎しようとする生徒がある場合には、退舎願を保護者から提出させて、許可するものとする。

(伝染病による一時退舎)

第10条 校長は、生徒が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるときは、その保護者に対し、生徒の一時退舎を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により一時退舎を命じたとき又はそれを解いたときは、速やかに梶原町教育長（以下「教育長」という。）に報告しなければならない。

(退舎命令)

第11条 校長は、生徒がこの規則若しくは校長が定める規定に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合には、その保護者に対し、生徒の退舎を命ずることができる。

(衛生管理)

第12条 校長又は町長は、寄宿舍の保健衛生に関する管理計画を作成するとともに、常に保健所と連絡し、生徒及び職員の健康保持並びに寄宿舍の清潔維持に努めなければならない。

(警備及び防災)

第13条 校長又は町長は、寄宿舍の警備及び防災について、常に最善の注意を払い、その管理を万全にするよう努めなければならない。

(臨時閉鎖)

第14条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、寄宿舍を臨時に閉鎖することができる。

2 校長は、前項の規定により臨時に閉鎖したとき又はこれを解いたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(表簿)

第15条 寄宿舍には、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- (1) 舎監日誌及び日直日誌
- (2) 生徒名簿
- (3) 検食日誌及び献立表

2 第1項各号に掲げる表簿は、3年間保存しなければならない。

(面会及び面会人等の宿泊)

第16条 生徒との面会は原則として玄関で手短に行う。保護者又は特別の事情がある者については、舎監又は日直に届け出のうえ、食堂（コミュニティーホール）又は談話室での面会を認める。居住棟及び居室への出入りは、特別の事情がある保護者等が舎監又は日直に届け出た場合を除き認めない。

2 面会人等の宿泊は認めない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長又は町長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 寄宿舎舎則

第1章 総則

- 第1条 本寄宿舎は、「梶原町生涯学習交流センター（通称ゆすゆす）」と称する。
- 第2条 全教職員及び梶原町が定めた職員が寮務役員となる。校長は、寮務主任及び寮務担当を寮務役員の中から任命する。また分掌については、本校教職員の中から任命する。
- 第3条 1 本校全教職員は、寄宿生の指導及び寄宿舎の管理にあたる。
2 職務上必要な場合、寮務役員は舎室に立ち入ることができる。
- 第4条 寮務主任は、必要に応じて寮務役員会議を招集することができる。
- 第5条 第2条に定める寮務役員、寄宿生及び梶原町が認めた居住者以外の者は、寄宿舎職員の許可なく寄宿舎に出入りすることはできない。
- 第6条 休寮期間は、年末年始（原則12月29日から1月3日）とする。また、夏期及び春期休業期間の休寮期日については寮務役員会議で決定する。

第2章 寄宿生

- 第7条 入舎を希望する者は、所定の入舎願を校長に提出し、許可を得なければならない。
- 第8条 退舎を希望する者は、所定の退舎願を校長に提出しなければならない。
- 第9条 1 寄宿生は、寄宿舎の管理及び保全に積極的に協力し、寄宿舎内規を守らなければならない。
2 寄宿舎内規に違反した者は、寮務会議により指導される。また、寄宿生として不適当と認められた者は、校長が退舎を命ずることができる。

第3章 寄宿舎生役員

- 第10条 1 寄宿舎には以下の役員をおき、寄宿生の中から選出する。兼務することもできる。
寮長1名、副寮長1名 フロア一長、副フロア一長
2 その他の寄宿生全体の仕事（掃除、ごみ捨て、食事の用意）は全員で話し合い、分担する。
- 第11条 寄宿舎役員の任期は、寮長及び副寮長は1ヶ年とし、フロア一長及び副フロア一長は毎学期の任期とする。
- 第12条 寮長は、寄宿生を代表し、管理人の指導のもとに寄宿舎の活動にあたる。副寮長は、寮長を補佐し、活動にあたる。またフロア一長及び副フロア一長も同様に、寮長の補佐活動にあたり、各フロアの健全な運用に努める。

第4章 寄宿舎生会議

- 第13条 寮長は寮務担当の許可を得て、寄宿舎生会議を招集することができる。
- 第14条 寄宿舎生は、特別な場合を除いて寄宿舎生会議に参加する。
- 第15条 寄宿舎生会議の議長は寮長が行い、書記は副寮長が行う。
- 第16条 寄宿舎生会議での決議は原則として出席人員の過半数の賛同を要する。
- 第17条 1 寄宿舎生会議の内容は、全寄宿舎生の生活に関することとする。
2 寄宿舎生会議の内容は、所定の議事録に記録し、寮務担当に提出する。
3 寮務担当は、寄宿舎生会議の決定事項を寮務役員会議にはかり、審議のうえ、解決を図る。

第5章 寄宿生活

第18条 寄宿生の日課は、以下のとおりとする。

【平日】

朝		夕・夜	
起床	6:30	夕食	18:00~20:10
洗面等	~6:55	入浴・洗濯	~22:00
放送	6:55	門限 ※1	19:30
点呼 (自室前)		学習時間 (火、水、木)	20:15~20:55
掃除		※2	
点呼 (食堂)	7:10		
朝食	7:10~7:45	個別学習・自由 (月、金)	20:00~22:45
登校	~8:15	点呼 (食堂)	21:00
○起床時間・登校時間の厳守。		食堂、トレーニングルーム、 休憩・談話室 利用時間	~22:45 ※トレーニングルーム22:00
		放送	22:45
		消灯・就寝 ※3	23:00

※1 門限後の外出はできない。部活などで遅れる場合は必ず連絡のこと。

※2 1年生は食堂(コミュニティホール)2年生3年生は各居室で行う。実施日程については別途定める。

※3 23:00以降は、各自室に入って静かにし、廊下や公共スペースに出入りしないこと。

消灯から起床までの間、wi-fiは使用できない。試験発表から試験期間中の延灯については別に定める。

【土曜・日曜・祝日・長期休業日・振替休日 等】

朝		夕・夜	
起床	6:30	夕食	18:00~20:00
洗面等	~6:55	入浴・洗濯	~22:00
点呼 (自室前)・掃除	6:55	門限 ※1	19:30
点呼 (食堂)	7:10		
朝食	7:10~7:45	点呼 (食堂)	21:00
		個別学習・自由 ※2	20:00~22:45
		食堂、トレーニングルーム、 休憩・談話室 利用時間 ※2	~22:45 ※トレーニングルーム22:00
		消灯 ※3	22:45
		就寝	23:00

※1 門限後の外出はできない。部活や帰省などで遅れる場合は必ず連絡のこと。

※2 22:45以降は、各自室に入って静かにし、廊下や公共スペースに出入りしないこと。

※3 消灯から起床までの間、wi-fiは使用できない。試験発表から試験期間中の延灯については別に定める。

- 第19条 寄宿生は、自室以外の舎室へ立ち入ることはできない。
異性の舎室への立ち入り及び保護者等、許可のある者以外の外部者を舎室に立ち入らせてはいけ
ない。これに反した場合には第9条第2項によるものとする。
また、共有スペースの使用にあたっては下記のとおりとする。
※食堂（コミュニティーホール）、休憩・談話室の使用は22：45までとする。
※トレーニングルームの使用は22：00までとし、監督下で使用する。
- 第20条 寄宿生は、門限後に外出することはできない。
- 第21条 1 学習のため延灯を希望する者は、必ずその日の当直（管理人）に申し出て許可を受けなければ
ならない。
2 延灯後の学習は、自室で行う。その場合、自分の机の電灯のみ認める。
3 定期試験発表から試験終了の前日までの期間は、延灯を申し出る必要はない。
- 第22条 寄宿生は、電気器具の持ち込みを希望する場合は、寮務担当に申し出許可を得ること。（ドライヤ
ー、扇風機、携帯電話・スマートフォン、PC・タブレット、ポータブル音楽機器は届け出必要な
し）
- 第23条 寄宿生は、管理人の許可なく、厨房に出入りしてはならない。

第6章 寄宿舎費（寮費および食費）

- 第24条 入舎を許可された者は、入舎費5,000円を納入するものとする。
但し、再入舎の場合は除く。
- 第25条 1 寮費は年度当初に提示する寄宿舎費に関する通知を参照のうえ、前月10日までに納入するも
のとする。ただし、4、5月分については別に通知する日までにあわせて納入するものとする。
2 寮費は、梶原町生涯学習交流センターの設置管理条例（以下、条例という）に定める額とし、
寄宿舎後援会が徴収し、梶原町へ納入するものとする。
月途中の入寮および退寮時の寮費については、条例に基づき梶原町が決定する。
3 水道、光熱費の使用量が大幅に超過した場合には、超過相当分を梶原町が使用者に請求する場
合がある。
4 食費は第1項と同様に通知を参照のうえ、納入するものとする。ただし、入寮寄宿舎生数や物
価変動により、年度途中に変更する場合がある。
- 第26条 会計報告は寄宿舎後援会監事の監査を受け、総会の承認を受けるものとする。

第7章 附則

本舎則は、昭和54年4月より施行する。

昭和57年	6月16日	一部改正
昭和60年	4月30日	〃
昭和63年	3月17日	〃
平成 元年	3月16日	〃
平成 2年	3月22日	〃
平成 4年	4月 1日	〃
平成 4年	7月 2日	〃
平成 5年	10月19日	〃
平成 6年	5月16日	改正
平成11年	10月20日	一部改正

平成12年	4月	5日	〃
平成15年	4月	1日	〃
平成16年	3月	17日	〃
平成17年	2月	16日	〃
平成18年	5月	14日	〃
平成19年	3月	27日	〃
平成23年	3月	27日	〃
平成24年	3月	22日	〃
平成27年	3月	19日	〃
令和 3年	4月	1日	改正
令和 5年	4月	1日	改正

3 寄宿生心得

寮訓： 自主自律 共創 報恩

- 1 寄宿生は、協同生活を通して自主性や協調性を身につけ、地域に感謝の気持ちを示していこう。
- 2 他人に迷惑をかけないように十分に注意し合い、楽しく充実した寄宿生活を送れるようにしよう。
- 3 お互いに礼儀を重んじ、積極的にあいさつをしよう。
- 4 日課、その他の定められた時間を守り、規律正しい生活をしよう。
- 5 点呼には必ず出席しよう。
- 6 盗難や紛失を避けるために、所持品には自分の名前を明記し、金銭など貴重品は常に身につけましょう。
- 7 火気には特に注意しよう。※ライター、マッチなどの持ち込みがないように。
- 8 管理人、寮務係への連絡をきちんとしよう。
- 9 整理整頓を常に心がけ、清潔な寄宿生活を送れるようにしよう。
- 10 与えられた仕事は責任を持って行い、自分から進んで行動しよう。
- 11 寄宿舎内の器具や物品を大切にし、壁、机などに落書きをしたりすることがないようにしよう。
- 12 寄宿舎内の器具や物品を破損した時は、必ず寮務係に報告しよう。
- 13 毎日の学習時間に、自主的に学習する習慣をつけよう。
- 14 寄宿舎の周りや地域の環境整備にも目を向けよう。
- 15 問題行動は互いに気を付け、絶対に起こさないようにしよう。寄宿舎内での問題行動も本校の生徒部内規に添い指導を行います。

4 申し合わせ事項

- 1 帰省などのため寄宿舎に不在の場合は事前に届け出をし、許可を得ること。
- 2 食事が不要な場合は事前に届け出をすること。
- 3 エアコン、浴室乾燥の使用にあたっては節電に留意し、不在の場合には必ず電源を切ること。
- 4 寄宿舎の大掃除は各学期末に行う。(必要と見なされる場合はその通りではない)
- 5 病気やけがで欠席、遅刻する場合は、必ず学校に連絡する。また、学校を早退する場合は、担任(不在の場合は副担任)に相談し、許可を受ける。
- 6 身体的な理由により食事を欠食する時は、できる限り早く食事担当者に申し出る。
- 7 舎室を変える必要がある時は、寮務役員会で検討する。
- 8 平日に帰省する際は、寮務係の許可を得ること。
- 9 原則として平日の登校後は寄宿舎に出入りすることは認めない。試験中の午後については別に定める。
- 10 寮のカードキーは梅原町からの貸し出しとし、他者との貸し借りをしないこと。紛失・盗難や汚損の場合にはセキュリティーの点からも、速やかに申し出るとともに自己負担にて再発行を願うこと。また、退寮時にお返却すること。
- 11 バルコニーを乗り越えての出入りは厳禁する。不在時にはバルコニー側の施錠をすること。
- 12 居室にて共同で使用する消耗品は、同室者と相談して購入、準備すること。
- 13 画紙の使用は常識の範囲内とする。釘やネジなど壁面を傷つけるものは使用しないこと。
- 14 故意または過失により建物や備品等を破損・汚損をした場合の原状回復に係る費用は自己負担とする。
- 15 エレベーターは使用しないこと。特別な事情がある場合は相談すること。
- 16 非常口および非常階段は非常時の避難の際に使用し、平時は使用しないこと。
- 17 消灯から起床までの時間帯はWi-Fiを利用できない。
- 18 川遊びをするときは、管理人に声をかけたうえ、自己責任の下、複数人で行うこと。釣りをする場合は遊漁券が必要である。
- 19 寄宿舎に持ち込みのできる個人の荷物はできるだけ少なくし、整理整頓に努めること。危険物や火気厳禁、大きな音や強いにおいを発するもの、極端に大きく場所を占有するもの、その他、共同生活をするうえで他者に不快感を与えるものは持ち込まないこと。電気器具の持ち込みについては、寮務担当に申し出許可を得ること。但しドライヤー、扇風機、携帯電話・スマートフォン、PC・タブレット、ポータブル音楽機器については届け出必要なし。
- 20 三嶋崎ハイツを通過して国道に出入りするのは徒歩または自転車を手押しの場合に限り、住民の通行や生活の邪魔にならないように十分留意すること。自転車はゆすゆすの川上側の通路から国道に出入りすること。

5 諸届・願

1 入舎するとき

- (1) 入舎希望者は、事前に十分相談のうえ、校長に「寄宿舍入舎願」を提出すること。
- (2) 入舎希望者については寮務会議で十分検討する。また、年度途中から入舎する者については、寄宿舍職員と保護者を交えて説明会を催す。
- (3) 入舎希望者は寄宿舍内規の内容などを十分確認のうえ、「誓約書」を校長に提出すること。
- (4) 津野山地域からの入寮生以外は、原則として住民票の移転を行うこと。

2 退舎するとき

退舎希望者は「寄宿舍退舎願」を校長に提出すること。

3 寄宿生活

- (1) 寄宿舍内の器具や物品を故意に破損した時は、必ず寮務係に申し出るとともに、学校所定の「始末書」を提出し、弁償すること。
- (2) 平日昼間は原則として寄宿舍に滞在できない。病気等の場合は学校の保健室または帰省して休養すること。
＜学校を欠席〔遅刻〕する場合＞
 - ・本人より学校（担任）に連絡すること。（必ず舎監にも連絡する）
 - ・遅刻の場合は連絡とともに、登校時に職員室に行き、遅刻届を記入の上授業に参加すること。＜学校を早退する場合＞
 - ・病気の場合は養護教諭に診てもらってから判断をしてもらい、早退届を主任に出してもらってから早退すること。
- (4) 平日の帰省・外泊
＜事前に帰省・外泊がわかっている場合＞
 - ・外泊については必ず寮務担当に「外泊届」を提出し、保護者への確認を取り外泊を許可する。
 - ・帰省については帰省届へ記入し舎監又は寮務担当に連絡する。
 - ・帰寮後、舎監又は寮務担当に必ず報告する。＜緊急な帰省の場合＞
 - ・保護者への連絡をとり、帰省する。
 - ・帰寮後、寮務担当に必ず報告する。
- (5) 休日・長期休業日の帰省
 - ・帰省日時、帰寮日時、食事の要不要などを事前に届けること。
- (6) 学習時間
 - ・内規の日程に従うこと。「2 寄宿舍舎則」の「第18条」参照
 - ・延灯については「2 寄宿舍舎則」の「第21条」参照
- (7) 問題行動の際
 - ・入学の手引きにある生徒指導と同じ指導を行う。